

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）は、廃止する。

4-3
12

村上 60

附則

- 1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力發生の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めがない限り、この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

日本国との平和條約の発効に伴い、教職従事に適しない者の教職からの除去に関する措置を撤廃するため、教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）を廃止し、教職不適格者に係る恩給その他の利益を受ける権利又は資格の回復を計る必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

備考「理由」は、別紙とすること。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案要綱

- 一 教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）を平和條約発効の日において廃止する旨を規定する。
- 二 教職不適格者としての指定を受けている者は、平和條約発効の日から他の法令に別授の定のない限り、恩給その他の利益を受ける権利又は資格を取得する旨を規定する。

三 政令第六十二号廃止前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨を規定する。

